

兵庫県公報

平成26年4月18日 金曜日 第2586号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(消防課).....	1
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	5
県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧(同).....	5
林業種苗生産事業者の登録(林務課).....	6
林業種苗生産事業者の登録の失効(同).....	6
林業種苗生産事業者の登録証の記載事項の変更(同).....	6
平成26年度狩猟免許試験の実施(自然環境課).....	7
狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習(同).....	9
平成26年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等(薬剤防除、知事命令)(豊かな森づくり課).....	10
公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	11
公共測量が終了した旨の通知(同).....	11
阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可(平成26年近畿地方整備局告示第54号)(道路街路課).....	11
阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可(平成26年近畿地方整備局告示第55号)(同).....	12
道路の位置指定(建築指導課).....	12
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課).....	12
同上(同).....	13

告 示

兵庫県告示第348号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「保安講習」という。)を公益財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

(1) 給油取扱所講習

(講習対象者)給油取扱所(自家用給油取扱所を含む。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H26. 7. 9(水)		尼崎	101	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2 6 68	250
H26. 7.10(木)		加古川	102	加古川総合文化センター 大会議室 加古川市平岡町新在家1224 7	250
H26. 7.25(金)		豊岡	103	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1 79	150

H26. 7.31(木)	13:30 ~ 16:30	神戸	104	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 10 5	200
H26. 8.20(水)		姫路	105	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426 1	350
H26. 8.21(木)		丹波	106	兵庫県立丹波の森公苑 ホール 丹波市柏原町柏原5600	300
H26. 8.22(金)		小野	107	小野市うるおい交流館エクラ 大会議室 小野市中島町72	140
H26.10.28(火)		明石	108	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1 4 7	210
H27. 2. 6(金)		神戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 10 5	200

(2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者)石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H26. 9.10(水)	13:30 ~ 16:30	姫路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426 1	350
H26.10. 8(水)		高砂	202	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1 2 1	250
H26.10.15(金)		姫路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426 1	350
H26.10.17(金)		神戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 10 5	200
H26.11.17(月)		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

(講習対象者)前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H26. 7.16(水)		姫路	301	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426 1	350
H26. 7.17(木)		西宮	302	フレンテ西宮 西宮市フレンテホール 西宮市池田町11 1	240
H26. 7.18(金)		神戸	303	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 10 5	200

H26. 7.22(火)	13:30 ~ 16:30	尼崎	304	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2 6 68	250
H26. 7.28(月)		高砂	305	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1 2 1	250
H26. 8. 1(金)		加古川	306	加古川総合文化センター 大会議室 加古川市平岡町新在家1224 7	250
H26. 8. 8(金)		赤穂	307	赤穂市文化会館 ハーモニーホール 小ホール 赤穂市中広864	300
H26. 8.28(木)		宝塚	308	宝塚市立西公民館 宝塚市小林2 7 30	100
H26. 9. 5(金)		神戸	309	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 10 5	200
H26.10. 3(金)		川西	310	川西市みつなかホール 文化サロン 川西市小花2 7 2	100
H26.10.23(木)		尼崎	311	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2 6 68	350
H26.10.24(金)		たつの	312	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永地先	300
H26.11. 7(金)		神戸	313	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 10 5	200
H26.11.12(水)		市川	314	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
H26.11.25(火)		加古川	315	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H26.12. 2(火)		明石	316	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1 4 7	210
H27. 2. 5(木)		伊丹	317	伊丹シティホテル 光琳の間 伊丹市中央6 2 33	250
H27. 2.12(木)		尼崎	318	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2 6 68	250
H27. 2.18(水)	姫路	319	姫路市市民会館 大ホール 姫路市総社本町112	350	
H27. 2.20(金)	神戸	320	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 10 5	200	

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地区	会場 番号	講習会場(所在地)	定員 (人)

H26. 7.23(水)	13:30 ~ 16:30	洲本	401	洲本市文化体育館 会議室1A 洲本市塩屋1 1 17	140
H26. 8. 6(水)		篠山	402	篠山市立篠山市民センター 多目的ホール 篠山市黒岡191	120
H26. 9. 3(水)		佐用	403	佐用町コミュニティ防災センター 佐用郡佐用町円応寺233 1	100
H26. 9.12(金)		養父	404	但馬長寿の郷 郷ホール 養父市八鹿町国木594 10	150
H26.11. 6(木)		尼崎	405	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2 6 68	250
H26.11.28(金)		豊岡	406	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1 79	150
H26.12. 5(金)		加東	407	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369 1	200
H27. 1.30(金)		加東	408	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369 1	200

2 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項(1時間)

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項(2時間)

ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 受講対象者

(1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者(ただし、平成24年度又は平成25年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者(免状の交付を受けた日又は保安講習を受講した日が当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内の場合に限る。)を除く。)

イ 平成23年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者(ただし、平成24年度又は平成25年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。)

ウ 平成23年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者(ただし、平成24年度又は平成25年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。)

(2) (1)に該当しない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

4 受講申請手続

(1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

ア 一括申請用受講申請書

平成23年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、県内の消防法第11条第1項前段の規定に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の取扱作業に従事している者を対象とした申請書を、平成26年4月下旬までに公益財団法人兵庫県危険物安全協会から当該事業所宛てに受講案内書を同封して郵送する。

イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、平成26年4月下旬に県内の各消防本部（局）及び消防署等、公益財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課、各県民局及び各県民センターにおいて個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布するほか、公益財団法人兵庫県危険物安全協会のホームページからダウンロードして利用できる。（http://hyokikyo.or.jp/safety_seminar.htm）

(2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階
公益財団法人兵庫県危険物安全協会

(3) 提出期限

平成26年5月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

定員に達しなかった講習会場については、当該講習日の2週間前まで受付を継続し、定員に達した時点で受付を締め切る。

郵送による場合は、必ず特定記録郵便によることとする。

(4) 受講手数料

受講申請者一人当たり4,700円相当額の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄に貼り付けること。また、金額の過不足がないようにすること。

(5) その他

ア 受講希望日によっては、会場の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。

イ 指定した講習日からの受講日の変更（欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。）は、平成26年度内の講習日への変更に関し認めらる。変更に関し当たっては、事前に次の問合せ先に連絡すること。

5 講習についての問合せ先

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 公益財団法人兵庫県危険物安全協会 | 電話（078）333 - 8032 |
| (2) 兵庫県企画県民部災害対策局消防課消防班 | 電話（078）341 - 7711 内線 3418 |

兵庫県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成26年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

五ヶ井土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	菅 野 眞 廣	加古川市加古川町備後224番地

兵庫県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成26年4月4日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	市西地区	平成26年4月18日から 同年5月8日まで	南あわじ市役所 三原庁舎



兵庫県告示第351号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。
平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外 の苗木 育成	
和367	日下部 貴優 養父市三谷375番地					生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



兵庫県告示第352号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。
平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外 の苗木 育成	
和331	生野町森林組合 代表理事組合長 桑田 祥夫 朝来市生野町口銀谷227 2					生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



兵庫県告示第353号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第16条第2項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録証の記載事項を変更した。
平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外 の苗木 育成	

新	和336	養父市森林組合 代表理事組合長 檀 増男 養父市広谷255					生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
旧	和336	養父市森林組合 代表理事組合長 垣守 弘 養父市広谷255					同



兵庫県告示第354号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定により、平成26年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成26年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の日時、区分及び実施場所

	日 時	区 分	実施場所	
第1回試験	平成26年 7月26日(土)	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
	同月27日(日) わな猟試験のみ	午後0時40分から 午後2時30分まで	知識試験 適性試験	養父市八鹿町国木594番地10号 兵庫県立但馬長寿の郷
		午後3時10分から 午後5時まで	技能試験	
	同 上	午後0時40分から 午後2時30分まで	知識試験 適性試験	洲本市宇原1788番地1 洲本市市民交流センター
		午後3時10分から 午後5時まで	技能試験	
平成26年 7月30日(水)	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター	
	午後1時10分から 午後5時まで	技能試験		
第2回試験	平成26年 9月6日(土)	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
	同月10日(水)	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	

(注)1 技能試験は、同日に実施する知識試験及び適性試験に合格した者に限り、受験することができる。

2 平成26年7月27日(日)実施の試験については、わな猟免許のみ実施する。

3 既に他の猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の猟免許を受けようとする者については、知識試験の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所(住民登録)を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 猟免許申請書 1通(申請を行おうとする猟免許の種別ごとに)

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、各県民局農林(水産)振興事務所において、平成26年5月下旬から配布する。

イ 写真 1枚(申請を行おうとする猟免許の種別ごとに)

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書(原本) 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあっては法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書(発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回に複数の猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。)を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回試験	平成26年6月2日(月)から7月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成26年6月2日(月)から同月30日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。	午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)
第2回試験	平成26年7月22日(火)から8月19日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成26年7月22日(火)から8月18日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。	

(3) 提出先

郵便番号 650-8567(兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要)
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣班
(朱書きで、「猟免許申請書在中」と記載すること。)

(4) 手数料

5,200円(知識試験の一部を免除される者は3,900円)相当額の兵庫県収入証紙を、猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

可否は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し発表する。

5 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣班
電話(078)341-7711(代表) 内線4216



兵庫県告示第355号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催事務所名	期 日	時 間	場 所
神戸農林振興事務所	平成26年 7月17日(木)	午後1時30分から 午後5時まで	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
同 上	同 年 9月12日(金)	同 上	同 上
阪神農林振興事務所	同 年 7月31日(木)	同 上	宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所3階大会議室
加古川農林水産振興事務所	同月16日(水)	同 上	高砂市阿弥陀町生石61番地 ふれあいの郷生石研修センター
加東農林振興事務所	同 上	同 上	加東市社字西柿1075番地2 兵庫県社総合庁舎
姫路農林水産振興事務所	平成26年 同月8日(火)	同 上	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
光都農林振興事務所	同月25日(金)	同 上	たつの市新宮町平野111番地1 たつの市新宮ふれあい福祉会館
豊岡農林水産振興事務所	同月18日(金)	同 上	豊岡市幸町7番11号 兵庫県豊岡総合庁舎
同 上	同月25日(金)	同 上	美方郡香美町村岡区村岡396番地 香美町村岡区民センター
朝来農林振興事務所	同月9日(水)	同 上	朝来市和田山町東谷213番96号 兵庫県和田山庁舎
丹波農林振興事務所	同月23日(水)	同 上	丹波市柏原町柏原5600番地 兵庫県立丹波の森公苑
洲本農林水産振興事務所	同月17日(木)	同 上	洲本市塩屋2丁目4番11号 淡路建設会館

2 対象者

兵庫県に住所(住民登録)を有する者で、平成26年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者。

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林(水産)振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書(原本) 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による

許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目の見開き）
<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。）

- (2) 提出期間
適性試験及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (3) 提出先
住所地を所管する農林（水産）振興事務所
- (4) 手数料
2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。
- (5) その他
受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

~~~~~

#### 兵庫県告示第356号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町、美方郡香美町及び同郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 神戸市、洲本市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

##### (2) 期間

ア 1(1)アの区域

平成26年5月26日から同年7月5日まで

イ 1(1)イの区域

平成26年5月26日から同年6月20日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

1(1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1(1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1(1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

##### (1) 1(1)アの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

##### (2) 1(1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書をその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第357号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間  
平成26年4月7日から同年5月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市武庫豊町地区及び西向島町地区



兵庫県告示第358号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量(道路平面図データ作成)
- 2 作業期間  
平成26年1月20日から同年3月25日まで
- 3 作業地域  
西脇市の一部



兵庫県告示第359号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示(平成26年近畿地方整備局告示第54号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.5.85号園田西武庫線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成16年8月2日から平成33年3月31日まで
- 5 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成26年近畿地方整備局告示第55号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.5.6号宝塚平井線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成19年3月22日から平成28年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



兵庫県告示第361号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                 | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 第H25西播位置<br>0012号 | 26.4.7           | 揖保郡太子町東南字小山626番1の一部 | 5.00          | 7.52          |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市三条町62番1、62番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
芦屋市三条町12番3号  
五味商事株式会社 代表取締役 五味 克 之

3 許可年月日及び許可番号

平成25年8月22日

兵庫県指令神南(西土)(建)第1-5号(25芦屋)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

相生市向陽台110番1、110番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市垂水区舞子台二丁目2番1 711

有限会社ビッグウェーブ 代表取締役 木村光一

3 許可年月日及び許可番号

平成26年3月26日

兵庫県指令西播(光土)(建)第1-32-2号(25相生)